

令和7年度地方職員共済組合静岡県支部公示第1号

地方公務員等共済組合施行規程第28条の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定める。

令和8年2月27日

地方職員共済組合静岡県支部
支 部 長 鈴 木 康 友

1 資格及び業務の種類

令和8年度に地方職員共済組合静岡県支部（以下「地共済静岡県支部」という。）が締結しようとする（1）に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、2に定めるものとし、当該契約により調達する役務の種類は、（2）に定めるものとする。

（1）契約

令和8年2月27日に一般競争入札の公告を行う静岡県庁診療所検体検査委託契約

（2）役務等の種類

検体検査委託

2 入札参加資格要件

次のいずれにも、該当すること。

（1）地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは含まれない。）でないこと。

（2）地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

（3）地共済静岡県支部及び静岡県が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者でないこと。

（4）次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都道府県の事業税（県税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

（5）次のア～キの検査業務に対応できる者であること。

なお、これらの検査の再委託は可能とする。

ア 尿・糞便等検査

イ 血液学的検査

ウ 生化学的検査（Ⅰ）

エ 生化学的検査（Ⅱ）

オ 微生物学的検査

カ 免疫学的検査

キ 病理検査（喀痰検査・自然尿）

（6）静岡県内に本・支店等の事業所を置く者であること。

（7）緊急時の検査において、対応可能なこと。

（8）令和8年2月27日現在において、臨床検査技師等に関する法律に基づき、登録された衛生検査所として、引き続き5年以上事業を営んでいること。

（9）「臨床検査技師」の資格を有する者が、常時1人以上勤務していること。

（10）日本医師会又は日本臨床衛生技師会が実施する精度管理調査の過去3年間における成績において、全て評価A又はB（もしくはO）であること。

3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和8年2月27日（金）から令和8年3月9日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法

資格に関する事務を担当する組織で交付する。

(3) 申請の方法

資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

4 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

5 資格の有効期間及び当該期間更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の（1）に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の（1）に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

6 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

(1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

(2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

7 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名称 地方職員共済組合静岡県支部

(2) 所在地 静岡市葵区追手町9番6号 東館15階 職員厚生課内

(3) 電話番号 054-221-3197（職員厚生課）